

上下水道事業管理者

高知市公文書管理委員会 第4回会議  
令和6年2月15日(木)  
配布資料 ③

質問事項等取りまとめ

連番	発信者	連絡	区分	ページ	条項等	該当部分	発信内容	実施機関及び事務局からの回答等	変更した内容		
									区分	ページ	条項等
1	西森委員	メール	規程	1	タイトル	高知市上下水道局公文書管理規程	高知市公文書管理規程を準用することなく全て盛り込む形式になっており、他の規程とは重みが違うように見える。組織の大きさによる差異か？	他の実施機関も考え方は一任されておりますので、現在の文書管理規程や処務規定の構成を踏襲する場合があります。上下水道局においては現在の文書管理規程と同じように、ほぼ全て盛り込む形になりました。			
2	西森委員	メール	規程	11	第58条	この規程に定めるもののほか、公文書の管理に關し必要な事項は、別に定める。	どのようなものが別に定められる予定か。	今のところは具体的には想定していませんが、今後、上下水道局独自の運用等を明文化する必要が生じた際には、対応した内容の規程、要綱等の制定を行う予定です。			
3	依田委員	メール	規程	9	第46条	文書管理システムに記録された電子文書は、総務部文書法制課長が、当該システムにより整理し、及び保存するものとする。	文書管理システムに記録された電子文書は、作成した文書管理者ではなく、総務部文書法制課長が管理者となるのか。	文書管理システム上の電子データ管理について規定しており、総務部文書法制課長となります。			
4	依田委員	メール	規程	13	別表A-1		市長部局にある「(7)条例の公布」の記載がないが、問題ないか。	条例の公布に関する文書は、条例制定の決裁後に公布文の原本が文書法制課で保管されるので問題ありません。ただ、現在市長部局にある「(7)条例の公布」の具体例が「公布文の写し」となっているため、こちらは「公布文」に修正となります。			
5	依田委員	メール	規程	17	別表C-1	1 市議会等への議案提出等に関する事項	「1 市議会等への議案提出等に関する事項」があるが、その提出した議案を審議した資料や取りまとめた資料、審議の結果にかかる資料の記載はない。そのような文書は作成・取得されないため記載がないのか。	「1 市議会等への議案提出等に関する事項」(3)市長への資料の送付-議案の作成に関する資料の送付に係る決裁文書」の中に含まれているものです。			
6	依田委員	メール	規程	19	別表E-2	保存期間「効力が消滅する日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年」	「効力が消滅する日」が相当長期になることが予想されるものでも、その翌年度の4月1日から起算して10年経たなければ移管されないことになるが、問題ないか。	問題ないと考えますが、当該文書が常用文書として毎年引き継がれていくことについて、各所属で正確な把握をしておくよう周知を行っていきます。			
7	依田委員	メール	規程	20	別表F-1	具体例「- 監査結果」	もう少し記載出来るのではないかと、少なくとも移管となるものは記載可能と考える。	定期監査に関する結果は監査委員事務局が取りまとめているので、会計検査や包括外部監査についての結果を記載しようと考えています。			
8	依田委員	メール	規程	23	別表H-8	以下について移管・部長以上の人事異動に関する文書	上下水道局には部長の職はあるか。	部長の職はありません。局長は部長級、次長は副部長級の扱いです。			
9	依田委員	メール	規程	27	別表M	M叙位、叙勲、褒章、表彰に関する公文書	叙位、叙勲、褒章にかかる選考、推薦及び決定にかかる通知等の文書は、どこに該当し、保存期間満了時の措置はどうなるのか。	1叙位、叙勲、褒章、表彰及び行事に関する事項-2表彰の実施-表彰の授与に関する文書に該当し、選考の経緯となるものは移管します。			
10	依田委員	メール	規程	28	別表P	P市長等に関する公文書	「市長等に関する公文書」は正しいか。「上下水道事業管理者等に関する公文書」が適切ではないか。 「1上下水道事業管理者の事務引継に関する事項」の欄の具体例「市長、副市長、会計管理者の事務引継書」は正しいか、それらを関連して作成するにしても、これ以外に「上下水道事業管理者の事務引継書」は必要ではないか。 「2局長、次長及びこれらに相当する者の事務引継に関する事項」の欄の具体例「部長、副部長等の事務引継書」は正しいか。	市長等の「等」は各実施機関の長も含みますので選別基準と同じ標記としておりましたが、実施機関の別表としては「上下水道事業管理者等に関する公文書」にした方がより具体的ですので、修正いたします。 「1上下水道事業管理者の事務引継に関する事項」の欄の具体例「市長、副市長、会計管理者の事務引継書」は「上下水道事業管理者の事務引継書」に修正します。 「2局長、次長及びこれらに相当する者の事務引継に関する事項」の欄の具体例「部長、副部長等の事務引継書」は「局長、次長等の事務引継書」に修正します。	規程	28	別表P
11	依田委員	メール	規程	30	別表U	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	上下水道局では、毎年度、「水道事業年報」を作成・公表していると思うが、この具体例に記載はないか、ここに該当し移管となるのか。	ご指摘の公文書は「O 調査、統計及び研究に関する公文書」の取扱いとし、別表の修正は行いません。また、「O 調査、統計及び研究に関する公文書」の規定に従い移管します。			